

県の復興基金の事業である『能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業』がスタートしました。今回のまちづくり便りは、事業の概要をまとめています。内容をよくお読みいただき、該当する方はぜひ助成金を活用してください。

能登ふるさと住まい・

まちづくり支援事業

～ 特 集 号 ～

## 住宅の再建・補修をする方は、ぜひ助成金を活用ください

『能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業』がスタートしました！！

### 【概要】

- ・能登半島地震で一定以上の被害を受けた方が、『良質な住宅を建てる場合』、『被害を受けた住宅を取り壊さずに補修する場合』に、県の復興基金から助成金が受けられます。

### 【対象者】

新築する場合 全壊、みなし全壊（ ）、大規模半壊の方

補修する場合 全壊、大規模半壊の方

（ ）元の住宅が大規模半壊や半壊で、やむなく解体した方は、被災者生活再建支援法 2 条 2 号口世帯（みなし全壊）に該当する場合があります。門前支所復興支援室で、一度ご確認ください。

### 【助成を受けるための条件】

- 一定の耐震性・耐雪性を持った構造の住宅
- 一定のバリアフリー基準を満たす住宅
- 黒島地区の景観ルールを満たした住宅
- 一定量以上の県産材を使用した住宅（新築の場合のみ）
- 建ておこしを行った住宅（補修の場合のみ）

### 【問い合わせ等】

助成に関する詳しい内容は、門前支所復興支援室にお問い合わせください。

また、現在復興支援室で、定期的に申請のための事前相談会が開催されています。助成を受けたい方は、ぜひ相談会にご参加ください。

なお申請書類は、旧嘉門家（協議会事務局）でも配布しています。

## よくある質問 Q & A

Q1 すでに工事を行っている(または工事が完了している)のですが、助成を受けられますか？

A 新築、補修とも、すでに工事が終わっていても条件を満たしていれば助成を受けることができます。該当する条件や工事内容がないか、担当した工務店や業者さんに一度相談し、申請のための事前相談会に参加してもらいましょう。

Q2 これから工事をしようと思っているので、誰かに相談したいのですが？

A 条件を満たした住宅になるように、まずは工事をお願いする工務店や業者さんとよく相談しましょう。工事の内容や設計図がある程度固まってきたら、工務店や業者さんと一緒に申請のための事前相談会に参加することをお勧めします。

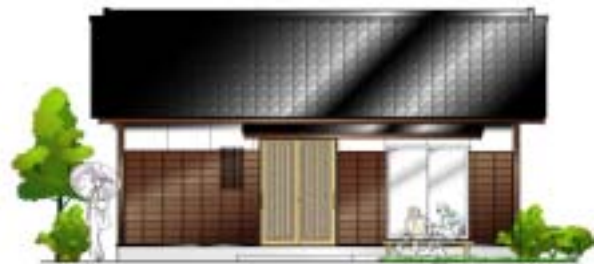
Q3 黒島地区の景観ルールとはどのような内容ですか？

A 黒島地区の歴史的なまちなみを守り、再生するための、住宅の外観のルールです。具体的な内容は下の3点です。

周辺の街なみや景観に調和した形態、色彩とすること

屋根は勾配屋根とし、黒色系の日本瓦葺きとすること(庇は除く)

道路に面した壁面は、板張り、漆喰、土壁などの自然素材による仕上げとすること(壁面積の1/2以上を基本とする)



住宅のイメージ(あくまで一例です)

この3点は最も基本的な項目です。例えば『窓に格子を取り付ける』、『玄関は引き違いの格子戸にする』など黒島のまちなみに調和した建て方を心がけてください。

Q4 申請書類はどこに取りに行けばいいですか？

A 申請書類は、門前支所の復興支援室と旧嘉門家(協議会事務局)で配布しています。旧嘉門家では、基準の詳しい内容についてもわかる範囲内でご説明しています。

Q5 申請書類ができました。どこに提出すればいいですか？

A 申請の受付は黒島地区まちづくり協議会が行います。受付窓口は旧嘉門家(協議会事務局)です。書類を提出する前に、不備がないか十分に確認してください。

旧嘉門家での相談・受付時間(原則) 月曜～金曜の10時～17時

上記の時間以外で相談・受付を希望される方は事前にご連絡ください。(090-2093-4266 / 小柳)